

北三郎さん意見要旨（案）

1 （はじめに）

本日はこのような場を設けていただき、ありがとうございます。優生手術被害者・家族の会共同代表の北三郎です。優生手術被害者・家族の会は、この問題に長く関わってきた飯塚淳子さんと私が共同代表として、活動しています。

このたびは、救済法案についてご審議いただき、ありがとうございます。飯塚さんが全国の被害者のために何年もの間、続けてきた活動が、仙台の佐藤由美さんの裁判をはじめとする20人の原告による裁判につながり、今、ようやくここまできたのだと感じています。これまでの国会議員の皆様のご努力に、感謝申し上げます。

しかし、救済法案については、私たちの声を聞いた上で、もっと検討して欲しい点があります。今日はそれをお伝えしたくて、この場に立っています。

2 （私の受けた被害）

救済法についてお話する前に、まず、私自身が受けた被害についてお話しします。

私は、宮城県仙台市に生まれました。中学1年のころ、父に反発し、仙台市向山にあった修養学園という施設に入れられました。中学2年になって間もなく、14歳のときに、施設の先生に愛宕病院に連れて行かれ、手術を受けました。何のための手術なのか説明はまったくなく、悪いところを取ると言われただけでした。あとから先輩が、私が受けた手術は子どもができないような手術だと教えてくれました。

私は、施設に入れた父親が手術を仕向けたのだと思い、それ以来、父親と施設の職員を恨み続けていました。

子どもができない身体になってしまい、私は一生独身でいようと考えていましたが、縁があって結婚することとなりました。しかし、妻には手術のことはいえませんでした。どうして子どもができないのかと親戚から何度も言われて、妻も私も辛い思いをしました。妻が友人の赤ちゃんをうれしそうにあやす姿を見て、申し訳なく思いました。その後、妻が重い病気にかかりました。妻が亡くなる数日前に、私は初めて、妻に手術について打ち明けました。私は、「実は子どもができない手術をされたんだ」、「子どもができないと分かっていたら結婚して悪かった」と伝えました。妻はただうなずき、「私がいなくなっても食

事だけはちゃんととってね」と言ってくれました。そして、数日後に亡くなりました。

3 （提訴に至る経緯）

その後も手術のことを他の人に言えませんでした。去年の1月、仙台の女性が国に対して裁判を起こしたというニュースを見て、自分と同じ手術だと思い、弁護士さんに相談しました。

自分も裁判を起こすことを決意した後、3歳年上の姉に電話して打ち明けました。姉は、「手術のことを当時祖母から聞いていた」と、打ちあけてくれました。

姉は、子どもができずに周囲からいろいろと言われている私たち夫婦を見て、心を痛め、真実を話すべきかどうか日々悩んでいたそうです。私だけでなく、姉も長い間苦しんでいたことを知りました。

裁判を起こしたことで、私の手術も国の方針として行われたことが分かりました。父親や施設の職員のことを恨んでいましたが、それが間違いだったと知って、気持ちが少し楽になりました。そして、国に対しては、抑えきれないほどの怒りが湧いてきました。

4 （国に求めること）

（1）（謝罪条項）

救済法案の中に、「我々はお詫びする」とあります。

「法律案起草の件」という書類の中には、この「我々」の中には、国会や政府が含まれるとされているようですが、何かごまかされているように思います。私は、第一に、「国が謝罪する」ということを、法律にはっきり書いてほしいと思います。

私は、この手術は国がやったことだとわかって、ようやく亡くなった家族を恨む気持ちが消え、自分に起こったことと正面から向き合う気持ちになりました。

私の姉も同じです。姉は、一生口にしてはいけない秘密を抱え込んだせいで、私や妻の顔を見る度、自分を責めていたようです。誰が悪いわけでもない、国が悪かったんだと知って、姉も、長い苦しみからようやく解放されたそうです。

国が謝罪することで、私のように声をあげようと思う人がいるはずで、救われる家族がいるはずで、国が謝罪することには、それだけ意味があるのです。

(2) (被害者への通知)

次に、名前が分かっている被害者には、その人にとって負担のない、一番いい方法で、手術の事実や救済法の内容を知らせて、一人でも多くの人に名乗りをあげる機会を与えてください。

全国には声を上げられずにいる被害者が沢山います。健康を害している方や、報道に触れる機会の少ない方、家族から手術について知らされず、自分が被害者であることを今も知らない方だっているはずです。救済法ができ、国が謝罪しても、この問題に気づかない被害者が沢山いるのです。この法案では、名前が分かっている被害者に対しても通知しないと聞いていますが、それでは本当の意味での被害者の救済につながりません。

中には通知を望まない被害者の方もいるかもしれませんが、通知を受け取るかどうかは被害者が判断すればいいのです。優生保護法という法律を作った国は、責任を持って被害者に救済の道を示してください。

(3) (実態調査)

三つ目に、国にはしっかり事実を調査して、真相を究明してほしいです。

手術が行われるようになってから、これまで、あまりにも長い時間がたちました。

この間、声をあげられずに亡くなられた人も大勢います。理由もわからないまま自分の身体を傷つけられ、真実が明かされないまま人生を終えたのですから、さぞ無念だったろうと思います。

また、被害者以外にも、その家族や、優生保護法のもとの手術に関わった人たちも、起きている出来事を受け止めきれず、長年にわたって苦しんできたと思います。

私を始め、被害者のほとんどの人が、どうしてこのようなひどいことが行われたのか、当時、自分の身に何が起こったのか、未だに詳しくは分かっていません。優生保護法がどのような法律だったのかも知らない人がほとんどだとおもいます。

こんなに多くの被害者を生み出しておきながら、何十年もこの問題が放置され続けたのはなぜなのか。どうしてそのようなことが許されてきたのか。国にはしっかり事実を調査して、真相を究明してほしいです。そして、二度とこのような問題が起こらないように、しっかりと反省し、対策をしてほしいです。

5 最後に

最後に、これまで国会議員の先生方が、この法案のために動いてくださったことに、あらためて感謝申し上げます。そして、皆さんに改めて御願います。謝罪や補償がなされても、私たちが人生をやり直すことはできません。私たち被害者は、一生この問題を背負って生きていくこととなります。是非、そのことをしっかりと分かっていたいただき、この問題に向き合ってください。そして、国は、何が問題であったか、このような問題が二度と起こらないために何をしていくのかを考え、今後の対策を明らかにして、国民に伝えてもらいたいと思います。

これまで私たちと向き合わず、私たちが納得のできない法案が勝手にできあがってきていることを残念に思います。あらためて、私たち、当事者の気持ちに耳をかたむけ、私たちの気持ちを尊重して、真の被害回復に向けてお力添えいただくことを切に願っています。

本日は、このような貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございました。

以 上